

第3次菟田町男女共同参画行動計画（後期）策定業務委託仕様書

1 業務名

第3次菟田町男女共同参画行動計画（後期）策定業務委託

2 業務目的

本業務は、菟田町総合計画を上位計画とし、他の関連計画との整合性を図り、価値観や生活形態が多様化する社会情勢の変化を踏まえ、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び菟田町男女共同参画推進条例第12条に基づく「第3次菟田町男女共同参画行動計画（令和5年度～14年度）」における、後期計画（令和10年度～14年度）を策定することを目的とする。また、「女性活躍推進法(略称)」に基づく女性活躍推進計画及び「配偶者暴力防止法(略称)」に基づく基本計画、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画も一体的に策定する。

3 委託期間

契約締結後～令和10年3月31日まで

4 業務内容

(1) 町民意識調査の実施、分析

① 調査票等の作成及び送付、回収

i 対象（住民基本台帳より無作為抽出）

ア 町内在住の18歳以上の男女2,000人

イ 町内在住の16歳以上18歳未満の男女400人

主題25問程度（年齢・性別等の基本項目は除く）調査対象ア、イに適した内容とすること。

ii 調査票は郵送で配布し、郵送またはWEBどちらでも回答ができることとする。（回収率35%想定）

iii 調査票の発送、及び郵送での回収は受託者が行い、発送、及び回収に係る郵便料も委託料に含まれるものとする。

②調査結果の集計・分析・報告

i 全設問について性別、年代別及び職業別等の単純集計、クロス集計を行うこと。
（注）クロス集計は属性と目的調査項目との集計を基本とするが、必要に応じて調査項目間についても行うこと。

ii 過去に実施した意識調査結果との比較分析、国、県等の調査結果等を参考に現状と課題の整理、分析・考察結果をもとに、計画策定の基礎資料となる調査報告書及び概要版を作成すること。

また、男女共同参画を研究する学識者による現状把握、問題点と課題の分析及び施策の評価並びに今後取り組むべき施策の検討等について助言を寄稿いただくこと。学識者は福岡県の地域性等に精通したものが望ましい。

- iii 調査報告書・調査報告書概要版は委託期間によらず、令和9年2月1日までに納品すること。

(2) 第3次苅田町男女共同参画行動計画（後期）策定業務

①現行計画の検証

- i 現行計画の目標の達成状況の評価及び課題を把握すること。
- ii 男女共同参画に取り組む各分野の主管課へのヒアリングシート等の作成支援及びヒアリングを実施し、結果報告書を作成すること。
- iii 次期計画へ反映させるため、目標達成状況の検証、町民意識調査の分析結果等町民のニーズの変化等を検証し、次期計画へ反映させること。

②国や福岡県等の動向の把握・整理

内閣府をはじめ国の機関及び福岡県等の施策の動向を把握し整理すること。また、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。

③第3次苅田町男女共同参画行動計画（後期）骨子案・素案の作成

上記の調査分析及び検討結果、現行計画の骨子、基本理念、方針を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて取り組む課題を明確にし、その実現に向けた理念・目標・施策を示すものとする。実情・実態を踏まえ、本町らしさを随所に盛り込んだ計画とすること。

- i 基本方向（理念・目標）や施策の体系等の設定、骨子案の作成・提示
- ii 施策の効果を適切に検証できる施策項目及び目標指標の設定支援と提案
- iii 審議会で議論された内容及び行政等の方針や意向等を踏まえ、計画書素案の作成・提示

④パブリック・コメントの実施に関する支援業務

- i 第3次苅田町男女共同参画行動計画（後期）素案の概略を住民に分かりやすく周知するための資料の作成支援を行う。
- ii パブリック・コメントで寄せられた町民の意見を集約、分析し、審議会への報告資料を作成すること。

(3) 各種会議・各課へのヒアリング等の資料作成、運営支援（会議への出席等）

①各種会議において必要な資料の収集・作成を行うこと。

②男女共同参画審議会へ出席し、議事録の作成を行うこと。また、必要に応じて委員からの質問に対する応答及び資料の作成、助言等を行うこと。なお、各種会議の開催は9回程度（意識調査：3回、計画・審議会：6回）を予定している。

(4) 計画書及び概要版の納期

- ①計画書概要版の納入期限は令和10年2月1日までとする。
- ②計画書の納入期限は令和10年3月31日までとする。

5 成果品

- (1) 計画書にはイラストや図表等を取り入れ、町民に分かりやすく親しみやすい構成・デザインとすること
- (2)男女共同参画に関する町民意識調査結果報告書
(A4版、本文1色200頁程度) 電子データ
- (3)男女共同参画に関する町民意識調査結果報告書概要版
(A4版、本文1色8頁二つ折り中綴じ) 電子データ
- (4)菟田町第3次菟田町男女共同参画行動計画(A4版、表紙マットポスト紙フルカラー、本文上質紙2色、90頁程度) 200部
- (5) 菟田町第3次菟田町男女共同参画行動計画概要版(A4版、マットコート紙フルカラー、8頁二つ折り中綴じ) 200部
- (6) 議事録及び各種報告書(各課ヒアリング結果、パブリックコメント等)
- (7) 原稿及び電子データ一式(エクセル・ワード・PDF) CD-Rに焼付
- (8) 成果品の具体的な内容については、町と協議のうえ、決定する。

6 納入先

菟田町役場総務課人権男女共同参画室

7 その他

- (1) 業務履行にあたっては、本業務の目的を十分把握し、合理的な工程別の作業計画を立案及び進行管理を行うこと。また、町と密に連絡を取り、町が必要と認める事項について、適宜支援を行うものとする。
- (2) 業務のために収集し、あるいは町から提供された情報については、別記「保有個人情報取扱特記事項」を厳守し漏洩を防ぐとともに、業務終了後は速やかに廃棄等を行うこと。
- (3) 報告書・調査等の集計、推進計画策定に伴い作成された情報の所有権は、菟田町に帰属する。
- (4) 本仕様に定めのない事項又は疑義の生じた事項等については、町と速やかに協議し、その指示に従うものとする。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とする。